

## 議案第61号

取手市情報公開条例及び取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

取手市情報公開条例（平成12年条例第6号）及び取手市個人情報保護条例（平成12年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年9月3日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

当該開示請求に係る情報又は個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することと同様の効果をもたらす場合における開示の手続の明確化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市情報公開条例及び取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(取手市情報公開条例の一部改正)

第1条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報の開示義務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関の長は、当該情報の存否を<u>明らかにしないことができる。</u></p> <p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 実施機関の長は、開示請求に係る情報の全部を開示しないとき(<u>第7条第2項の規定により開示請求に係る情報の存否を明らかにしないとき及び開示請求に係る情報を保有していないときを含む。</u>)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>実施機関の長は、前2項の規定により、開示請求に係る情報の一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定をするときは、当該決定に係る通知書にその理由を付記しなければならない。</u></p>	<p>(情報の開示義務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関の長は、当該情報の存否を<u>明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</u></p> <p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 実施機関の長は、開示請求に係る情報の全部を開示しないとき(開示請求に係る情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。<u>この場合において、当該通知書にその理由を付記しなければならない。</u></p>

(取手市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報の開示義務)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関の長は、当該個人情報の存否を<u>明らかにしないことができる。</u></p> <p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 実施機関の長は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第 15 条第 2 項の規定により開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>実施機関の長は、前 2 項の規定により、開示請求に係る個人情報の一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定をするときは、当該決定に係る通知書にその理由を付記しなければならない。</u></p>	<p>(情報の開示義務)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関の長は、当該個人情報の存否を<u>明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</u></p> <p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 実施機関の長は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。<u>この場合において、当該通知書にその理由を付記しなければならない。</u></p>

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。